

## 空家対策関係補助事業の実施予定について

項目	空き家活用支援事業補助金	老朽危険空き家除却支援事業補助金（仮称）
開始予定	令和6年度～	令和6年度～
補助概要	空き家を取得し、住宅・事業所として活用する場合の改修費用補助	不良住宅の除却に対する補助
補助要件	<p>(空き家) 次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸建て住宅で空き家である期間が6か月以上であるもの（空家等バンクに登録しているものを除く。）</li> <li>・ 築20年以上経過したもの</li> <li>・ 台所、浴室、便所の水回りの設備の全部又はいずれかが10年以上更新されていないもの</li> <li>・ 一定の耐震性能を確保しているもの</li> </ul> <p>(対象者) 次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人又は個人事業主の場合は、空き家を取得した者及びその配偶者の前年の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者</li> <li>・ 空き家を取得した者が法人の場合にあっては、中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること</li> <li>・ 町税の滞納がない者</li> <li>・ 過去に補助金の交付を受けたことがない者</li> <li>・ 暴力団員等でないもの</li> <li>・ 不動産業者でないこと</li> <li>・ 10年以上住宅又は事業所として利用すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅地区改良法に規定する不良住宅を除却するものであること。</li> <li>・ 町税の滞納がない者</li> <li>・ 補助対象者及びその配偶者が住民税非課税であること</li> <li>・ 法人でないこと</li> <li>・ 暴力団員等でないもの</li> <li>・ 過去に補助金の交付を受けたことがない者</li> <li>・ 空家の適正管理について指導又は助言を受けているもの</li> </ul>
対象地域	町内全域	町内全域
対象経費	建物の機能回復及び設備改善に要する費用	住宅の除却工事に要する経費
補助額	空家活用用途及び改修事業費により 補助率60/100から85/100 (限度額設定あり)	補助率2/3 上限1,332,000円
備考	<p>県補助事業</p> <p>改修後の利活用状況の確認</p>	国、県補助事業